



令和6年度菊川市こども・若者参画支援交付金 応募要領



©菊川市

菊川市 総務部 地域支援課

1 はじめに

菊川市は、菊川市内で自主的に地域づくり活動にチャレンジしようとする高校生・大学生などの若者世代の活動を応援するため、「菊川市こども・若者参画支援交付金」を創設しました。

皆さんは、菊川市がどのようなまちになってもらいたいと思いますか？にぎやかなまち、楽しいまち、夢のあるまち、やりたいことができるまち など、皆さんの菊川市に対する想いや若者ならではのアイデアを基に行う活動を応援します。

ぜひ、ご活用ください！

2 応募できる対象

(1) 対象となる地域づくり活動

- ・地域づくり活動とは、①地域の活性化、②賑わいの創出、③地域課題の解決を目的とする活動のことです。
- ・若者団体やグループが、菊川市内で自発的かつ主体的に取り組む地域づくり活動が対象となります。

ポイント

- ・交付金をもらえるのは、1団体当たり1年度に1回までです。
- ・同じ年度内に、他の補助制度などを活用する活動は対象外です。
- ・営利活動、宗教活動、政治活動を目的とする活動は対象外です。
- ・交付金を受ける他の団体と、メンバーが半数以上重ならないようにしてください。

(2) 対象となる若者団体

- ・高校生、大学生、短大生、専修学校生、専門学校生、または、活動する年度に16歳から22歳になるこども・若者が、3人以上で構成する団体やグループです。
- ・若者団体は、複数の世帯の者で構成され、メンバーの8割以上がこども・若者である必要があります。

ポイント

- ・若者団体のメンバーが18歳以下の者だけの場合は、メンバーとは別に19歳以上のサポーターが2人以上必要です。
- ・高校や大学等の授業としての申請は対象外ですが、こども・若者が自発的かつ主体的に実施する活動であれば対象となります。
また、学校の先生がサポーターになることは可能です。

3 交付金額の上限と対象経費

(1) 交付金の上限

- ・1団体当たり50,000円です。

(2) 交付金の対象となる経費

- ・活動に直接必要となる次の経費です。
- ・参加費、通信運搬費、謝礼金、旅費、レンタル料、施設使用料、手数料、燃料費、保険料、印刷費、原材料費、消耗品費

4 応募期間

令和6年7月1日（月）～令和6年10月31日（木）受付分まで

5 申請の仕方

応募期間中に次のとおり申請書類一式を、市役所庁舎東館2階の地域支援課へ1部提出してください。

- ① 菊川市こども・若者参画支援交付金交付申請書（要綱様式第1号）
- ② 活動計画書（要領様式第1号）
- ③ 団体紹介書（要領様式第2号）
- ④ 収支予算書（要領様式第4号）※大人作成
- ⑤ その他参考となる書類
 - ・会員名簿
 - ・団体やグループの規約や会則
 - ・予算書の根拠となる見積書、カタログ など



6 申請書の審査方法と結果報告

(1) 交付申請書の審査

- ・提出された申請書類は、地域支援課で書類審査を行います。
- ・申請内容に不明な点がある場合は、地域支援課の担当職員から問い合わせがあります。

(2) 審査結果

- ・審査結果は、申請書の受付日から 30 日以内に書類でお知らせします。

7 交付金の概算払い

交付の決定を受けた団体は、希望すれば交付金を全額前借りすることができます。これを概算払いと言います。

概算払いを希望する団体は、概算払請求書（要綱様式第 5 号）を提出してください。

ポイント

- ・活動終了後にいくら使ったのか精算します。実際に使ったお金が概算払いで支払った金額よりも少ない場合は、残金を市へ返金してもらいます。

8 活動実績の報告

活動が終了したら、次のとおり実績報告書類一式を市役所庁舎東館 2 階の地域支援課へ 1 部提出してください。

- ① 菊川市こども・若者参画支援交付金実績報告書（要綱様式第 3 号）
- ② 活動報告書（要領様式第 3 号）
- ③ 収支決算書（要領様式第 5 号）※大人作成
- ④ その他参考となる書類
 - ・活動の様子がわかる写真や画像、チラシなど
 - ・決算書の根拠となる領収書やレシート



9 審査方法・結果報告

(1) 実績報告の審査

- ・提出された実績報告書類は、地域支援課において書類審査を行います。
- ・報告内容に不明な点がある場合は、地域支援課の担当職員から問い合わせがあります。

(2) 審査結果

- ・審査結果は、報告書の受付日から 30 日以内に書類でお知らせします。

10 交付金の精算

- ・交付金額が確定したら、交付金の精算をします。
- ・概算払いをしなかった団体は、交付確定通知を受け取った日から 10 日以内に確定した金額を記入して請求書（要綱様式第 5 号）を提出してください。
- ・概算払いをした団体で交付金の残金がある場合は、市に返金してもらいます。

11 活動完了後

(1) 活動報告会への参加

- ・交付金を使った団体は、年度末頃に開催する活動報告会で、実施した活動の内容や成果などを発表してもらう予定です。

(2) 発表方法など

- ・活動報告会の詳細については、後日連絡します。



12 Q&A

Q 1 : どんな活動が対象になりますか？

A 1 : 若者団体やグループが、菊川市内で自発的かつ主体的に取り組む地域づくり活動（①地域の活性化、②賑わいの創出、③地域課題の解決を目的とする活動）が対象です。

【対象活動の例】

①地域の活性化：地域の経済、社会、文化などの動きを活発にする活動

- ・ 講座、研修の開催
- ・ 料理教室の開催
- ・ スポーツ大会の開催



②賑わいの創出：人が集まり地域がにぎやかになる活動

- ・ 発表会、演奏会等の開催
- ・ イベントの開催



③地域課題の解決を目的とする活動：地域が抱える問題や課題を解決するために行う活動

- ・ 清掃活動
- ・ 多文化交流活動
- ・ 若者の交流の場づくり



※上記の例以外にも、様々な活動が対象となります。皆さんのアイデアを教えてください。